

陸上自衛隊達第23-8号

予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令（防衛省訓令第44号）第17条第1項の規定に基づき、予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する達（陸上自衛隊達第23-8号）の全部を改正する。

平成28年5月18日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する達

改正 平成29年3月24日達第122-282号 平成31年4月19日達第122-302号
令和元年6月27日達第122-303号 令和2年1月9日達第122-305号
令和3年3月15日達第122-315号 令和4年3月31日達第23-8-1号

目次

第1章 総則（第1条-第4条）

第2章 教育訓練招集手続

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官補（第5条-第17条）

第2節 海上自衛隊の予備自衛官補（第18条-第20条）

第3章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練招集手続及び海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練招集命令の実施について必要な細部事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓令 予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令（平成28年防衛省訓令第45号）をいう。

(2) 教育訓練招集部隊等 教育訓練招集命令により予備自衛官補が出頭して教育訓練を受ける部隊等をいう。

(3) 担当地方協力本部長 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

(4) 担当方面総監 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を警備区域とする方面総監をいう。

(5) 担当地方総監 海上自衛隊の予備自衛官補が居住する市区町村の区域を警備区域とする地方総監をいう。

(教育訓練招集に必要な記録の整備)

第3条 担当地方協力本部長は、予備自衛官補の教育訓練招集業務を円滑に実施するため、人事記録（陸上自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官等の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第32-10号（47. 12. 15））第27条の10に定める人事記録をいう。）を常に最新の状態にしておかなければならない。

(教育訓練招集命令書の交付番号)

第4条 担当地方協力本部長は、教育訓練招集命令書に交付番号を記載する場合には、次の例により年度ごと一連番号を付するものとする。

自衛隊高知地方協力本部 「高知陸補第1号」

自衛隊青森地方協力本部 「青森海補第1号」

第2章 教育訓練招集手続

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官補

(予備自衛官補に対する教育訓練招集部隊等の指定)

第5条 担当方面総監は、各予備自衛官補の採用時において教育訓練招集部隊等を指定し、担当地方協力本部長及び教育訓練招集部隊等の長に、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の教育訓練招集者指定通知書により採用後20日以内に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた地方協力本部長は、当該予備自衛官補に対する採用通知時、人給システム上の教育訓練招集部隊指定通知書により教育訓練招集部隊等を通知するものとする。

(教育訓練招集部隊等の指定変更)

第6条 予備自衛官補から住所変更の申し出があり、教育訓練招集部隊等を指定した後に変更するときには、前条の規定を準用するものとする。

(教育訓練招集部隊等に関する通知)

第7条 担当地方協力本部長は、予備自衛官補が死亡、退職若しくは失職し、又は予備自衛官補を免職した場合には、翌月10日までに当該予備自衛官補の教育訓練招集部隊等の長に対し、当該予備自衛官補の氏名、該当事由の生じた年月日を通知するものとする。

(予備自衛官補の受入れ命令)

第8条 担当方面総監は、訓令第7条第1項の規定に基づき予備自衛官補の受入れを命ずる場合には、教育訓練招集部隊等に指定した部隊等の長及び教育訓練招集部隊等の所在する駐屯地業務隊等の長に対し、一般命令を発するものとする。

(教育訓練招集者名簿の作成送付)

第9条 担当地方協力本部長は、訓令第13条第1項の規定に基づき教育訓練招集部隊等の長に通知する場合には、人給システム上の教育訓練招集者名簿を作成することにより行うものとする。

(教育訓練招集出頭者心得書)

第10条 担当地方協力本部長は、予備自衛官補に教育訓練招集命令書を交付する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した教育訓練招集出頭者心得書を同時に交付するものとする。

- (1) 携行品
- (2) 給与及び給食の概要（指定の日時前に到着する場合を含む。）
- (3) その他必要事項

(事故者の確認と指導)

第11条 担当地方協力本部長は、訓令第12条及び第13条第2項の規定に係る予備自衛官補について、その事実を努めて早期に確認し、じ後出頭処置等について指導するものとする。

(教育訓練招集期間前後の予備自衛官補の宿泊及び給食)

第12条 教育訓練招集部隊等の長は、教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補が、交通事情の関係で指定の日時前に出頭する場合及び教育訓練招集終了の翌日に離隊する必要があると認める場合にかぎり、部隊宿泊及び給食の処置をすることができる。

(予備自衛官補の受入れ業務の実施要領)

第13条 教育訓練招集部隊等の長は、予備自衛官補の受入れ業務に関する命令を受領したときには、受入れ業務の準備を整えとともに、おおむね次の各号に掲げる要領により受入れ業務を実施するものとする。

- (1) 予備自衛官補が出頭したときは、教育訓練招集命令書、予備自衛官補手帳及び教育訓練招集者名簿により確認し所要の事項を記入する。
- (2) 予備自衛官補が出頭したときには、努めて早期に陸上自衛隊健康診断及び体力検定実施規則（陸上自衛隊達第36-6号（44.7.30））第5条に規定する健康診断を行う。
- (3) 前号の健康診断の結果について医官の意見を聴取し教育訓練参加（教育訓練見学を含む。以下第4号について同じ。）の適否を決定する。
- (4) 前号の規定により教育訓練を実施できない者及びその他教育訓練招集命令を変更する必要がある者については、第15条第2項の手続を行う。

(教育訓練招集命令の取消し又は変更の基準)

第14条 訓令第11条第1項又は訓令第14条第1項の規定に基づき、地方協力本部長又は教育訓練招集部隊等の長が教育訓練招集命令の取消し又は変更を認める基準は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 自衛隊施行令（昭和29年政令第179号）第88条第1項各号の一に該当する場合

(2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第49条第1項第1号から第11号まで及び同項第13号から第15号までの各号の一又は規則第49条の2第1項に該当する場合。ただし、教育訓練招集期間内において、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第22条に定める休暇を付与することを適当と認める場合を除く。

(3) 職場の災害及び勤務の都合で勤務を離れがたい場合

(4) 1歳に満たない当該予備自衛官補の子を養育する必要がある、配偶者が養育できない場合

(5) その他各号に準ずる場合で真にやむを得ない場合

（教育訓練招集命令の取消し又は変更時の処置及び個別命令の作成要領）

第15条 訓令第11条の規定に基づき担当地方協力本部長が教育訓練招集命令を取消し又は変更する場合の要領は、次の各号に定めるところによる。

(1) 取消しを行う場合は、人給システム上の教育訓練招集命令取消しに関する個別命令を作成し、当該予備自衛官補に交付する。

(2) 変更を行う場合は、人給システム上の教育訓練招集命令変更に関する個別命令を作成して受領書を添付し、当該予備自衛官補に交付する。

2 訓令第14条第1項及び第2項の規定に基づき教育訓練招集部隊等の長が出頭した予備自衛官補について教育訓練招集命令を変更する場合の要領は次の各号の定めるところによる。

(1) 予備自衛官補から申し出があったときは、直ちに事由書（別紙第1）を提出させる。

(2) 前号の事由書を受領したときは、人給システム上の教育訓練招集命令変更に関する個別命令を作成して当該予備自衛官補に交付するとともに、教育訓練招集者名簿に次回招集可能見込月日、期間を記入する。

（教育訓練招集者名簿の整理及び返送）

第16条 教育訓練招集部隊等の長は、教育訓練招集終了の都度、人給システム上の教育訓練招集者名簿に所要の記入を行い、教育訓練招集終了後10日以内に担当地方協力本部長に送付するものとする。

2 前項により担当地方協力本部長に送付する教育訓練招集者名簿には、教育訓練招集命令を変更した者についての事由書を添付するものとする。

（教育訓練招集結果報告）

第17条 年度の教育訓練招集が終了した場合は、次の各号により結果報告を行うものとする。

- (1) 担当地方協力本部長は、教育訓練招集結果報告書（別紙第2）に改善意見等を付して、教育訓練招集終了後20日以内に担当方面総監に報告する。
- (2) 担当方面総監は、前号の報告をとりまとめ、教育訓練招集結果報告書2部を教育訓練招集終了後30日以内に陸上幕僚長に報告する。（人教定第11号）

第2節 海上自衛隊の予備自衛官補

（教育訓練招集部隊等の指定通知）

第18条 担当地方協力本部長は、訓令第4条第2項の規定により海上自衛隊の担当地方総監から教育訓練招集部隊等の指定の通知を受けた場合、当該予備自衛官補に対し第5条第2項の規定に準じて通知するものとする。

（教育訓練招集部隊等に対する通知）

第19条 担当地方協力本部長は、訓令第13条第1項の規定に基づき教育訓練招集部隊等の長に対し通知するときには、人給システム上の教育訓練招集者名簿を作成して行うものとする。この場合、教育訓練招集者名簿は、海上自衛隊の担当地方総監から送付される教育訓練招集予定者名簿により作成するものとする。

2 担当地方協力本部長は、訓令第13条第2項の規定に基づき教育訓練招集部隊等の長に対し通知するときには、教育訓練招集命令の取消し、若しくは変更又は教育訓練招集命令書を交付することのできなかつた命令の番号及び発令年月日を併せて通知するものとする。

（準用）

第20条 担当地方協力本部長が行う第10条、第11条、第14条及び第15条第1項の規定は、海上自衛隊の予備自衛官補について準用する。

第3章 雑則

（教育訓練招集命令書等のじ後処置）

第21条 教育訓練招集終了後の教育訓練招集命令書等の処置は、次の各号によるものとする。

- (1) 担当地方協力本部長は、予備自衛官補に交付しなかつた教育訓練招集命令書用紙があるときには、その受払いを明らかにし、じ後の教育訓練招集のために使用できるよう保管するとともに、使用不能になったものは破棄する。
- (2) 教育訓練招集部隊等の長は、予備自衛官補が提出した教育訓練招集命令書を用済後破棄する。

(3) 担当地方協力本部長及び教育訓練招集部隊等の長は、個別命令の原議書、申出書、事由書等教育訓練招集手続に関する書類を翌年度末まで保存する。

(海上幕僚長との協議)

第22条 担当地方協力本部長が行う海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練招集命令の手続の実施に関し変更が必要な事項は、海上幕僚長と協議の上、定める。

附 則

この達は、平成28年5月18日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日達第122-282号)

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則 (平成31年4月19日達第122-302号)

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則 (令和元年6月27日達第122-303号)

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (令和2年1月9日達第122-305号)

- 1 この達は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年3月15日達第122-315号)

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日達第23-8-1号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

事 由 書

(教育訓練招集部隊等の長) 殿

次の理由により今回の教育訓練招集を平成 年 月 日から
平成 年 月 日までに変更されたく申請します。

1 理 由

2 次期出頭可能見込み

(1) 平成 年 月 日

(2) 日数 日

平成 年 月 日

予備自衛官補 氏名

上記のとおり変更を承認する。

教育訓練招集部隊等の長

—

別紙第2

別紙第2 (第17条関係)

発簡番号
年 月 日

殿

教育訓練招集結果報告書

(人教定第11号)

発簡者 団

項目	担当地方協力本部						方面隊計 (地本計)		
	教育訓練招集部隊等								
	区分	採用の区分	一般	技能	計	一般	技能	計	
1	命令書交付件数	(A)							
2	命令取消者数	(B)							
3	教育訓練不出頭者数	家庭の事情							
		本人の都合							
		命令書交付後	退 職						
			免 職						
			死 亡						
			住所不明						
		無 届							
計	(C)								
4	教育訓練出頭者数 (A) - (B) - (C) = (D)								
5	教育訓練出頭率 (D) ÷ [(A) - (B)] × 100								
6	命令変更者数								

枚中 枚目

規格：A列4番

記入要領等

- 1 第1項目から第4項目及び第6項目のそれぞれの数は、延べ数を記入する。
- 2 第1項目の「命令書交付件数」には、命令書交付不能件数は含まない。
- 3 第4項目の「教育訓練出頭者数」には、命令変更者数を含める。